

(案)

(別紙)

実践的な手術手技向上研修事業実施要綱

1. 目的

近年、医療安全への社会的な関心が高まり、手術手技の修練も患者で行う前に、執刀医の執刀を補助するなど臨床経験を積んだ上で、さらに模型や動物等を使用して十分な練習を行うことが求められている。

しかし、より先進的で高度な手術手技は臨床で経験する機会が少なく、複雑な解剖学的構造を有する部位の手術のトレーニングは人体との解剖学的差異から模型や動物等を用いることが難しい場合もある。

このため、海外では幅広く行われている遺体を使用した手術手技向上のための研修（サージカルトレーニング）を我が国においても実施し、広く普及させることにより、医療技術や医療安全の向上を図ることを目的とする。

2. 事業の実施主体

この事業の実施主体は、「実践的な手術手技向上研修事業実施団体公募要領」により採択された団体とする。

※ 大学については、原則として北海道・東北、関東信越、東海北陸、近畿、中国・四国、九州の6ブロックから各1－3大学を採択することとする。なお、二次公募を実施する場合は、遠隔手術等の先進的な技術を用いた手術手技の研修を実施する大学を採択することとする。

3. 事業内容

- (1) 受講対象者は、診療に従事する医師・歯科医師とする。
- (2) 研修内容は、遺体を使用した手術手技の実地修練、遺体の使用に関する留意事項等についての研修を行うものとする。
- (3) 研修については、多くの者が受講できるよう期間を分けた複数開催など、受講者への配慮を行うものとする。
- (4) 受講者の募集にあたっては、広く対象地域の医師・歯科医師に周知するものとする。
- (5) 受講者の決定にあたっては、実施主体である団体に所属する職員以外の参加について特に配慮して行うものとする。
- (6) 研修実施後は、受講者の意見を把握するとともに研修の効果等を検証し、研修内容・運営方法等の評価を行い、厚生労働省に報告するものとする。

(案)

- (7) 本事業は、遺体を使用した手術手技向上のための研修を実施し、広く普及させることを目標としていることから、最終的には本事業から自立した研修の実施体制を構築することを目標に取組を進めるものとする。